

幼保連携型認定こども園 長坂保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 根ッ子の会
所 在 地	青森県八戸市根城八丁目 8 番 34 号
電 話 番 号	0178-45-8126
代 表 者 氏 名	理事長 川口 司

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園			
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 長坂保育園			
施設の所在地	青森県八戸市根城八丁目 8 番 34 号			
連 絡 先	0178-45-8126			
管 理 者	園 長 川口 司			
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	計
	15人	70人	60人	145人
開 設 年 月 日	昭和53年4月1日 保育所開設 平成27年4月1日 幼保連携型認定こども園へ移行			
事 業 所 番 号	0220351000710			

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体機能の調和発達を図る。
- (2) 集団生活の中で子ども達が自己を発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
- (3) 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
- (4) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (5) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を順守し施設の運営を行うものとする。

4 施設・設備等概要

敷 地	敷地全体	2,497.33㎡
	園 庭	850.63㎡
園 舎	構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
	延 べ 面 積	859.68㎡
	築 年 月	平成25年 3月
子育て 支援棟	構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
	延 べ 面 積	149.62㎡
	築 年 月	平成31年 1月

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1	ひよこ組（0 歳児）
ほふく室	1	つくし組（1 歳児）
保育室	4	たんぽぽ組（2 歳児クラス） すみれ組（3 歳児クラス） ひまわり組（4 歳児クラス） きく組（5 歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1	
調理室	1	
ねっこルーム	1	多目的
子育て支援棟 わくわくルーム	1	子育て支援・一時預かり 他

5 職員の配置状況（児童数により変動あり）

職 種	員 数	常 勤	非常勤
園長	1	1	
副園長	2	2	
主幹保育教諭	1	1	
保育教諭	23	19	4
栄養士	1	1	
調理員	3	1	2
看護師	1	1	
子育て支援員	2		2

6 教育・保育の提供日

	提供日	休園日
1号認定子ども	月曜日～金曜日	・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・夏季休業（7月21日～8月20日） ・冬季休業（12月21日～1月15日）
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日～土曜日	・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日）

7 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

- ア 教育時間 9時00分から13時00分
イ 一時預かり 7時00分から 9時00分
13時00分から19時00分

(2) 保育標準時間

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
イ 延長保育 18時00分から19時00分

(3) 保育短時間

- ア 保育時間 9時00分から17時00分
イ 延長保育 7時00分から 9時00分
17時00分から19時00分

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育のほか、以下に掲げる便宜の提供を行います。

(1) 「見守る保育」の実践。（異年齢、習熟度別、選択制等成長、発達、特質に合わせた保育）

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3～5歳児		11時30分頃	15時頃

(3) 子育て支援事業として、一時預かり及び地域子育て支援センターを実施しています。

9 利用料金

市町村が定める保育料のほか、別表に掲げる費用負担があります。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

- ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。
イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。
イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。
・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出るものとする。

イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童の小学校就学の前年度末をもって、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	青森県立はまなす医療療育センター
小児科園医名	有吉 忍
所在地	八戸市大字大久保字大塚17-729
電話番号	0178-31-5005

(2) 歯科

医療機関の名称	松尾歯科
医院長名	松尾 芳明
所在地	八戸市田面木字下田面木13-3
電話番号	0178-23-3969

(3) 薬剤師

医療機関の名称	八戸市学校薬剤師会
薬剤師名	小瀬川 麻琴
所在地	八戸市根城四丁目20-33
電話番号	0178-44-9229

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者	園長 川口 司
・受付担当者	主幹保育教諭 若江真瞳花 副園長 松田 薫 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)
・相談時間	当園開園日、開園時間内
・電話番号	0178-45-8126 ・FAX 番号 0178-45-8136

第三者委員		
氏 名	荒谷 祥輔	根城 優子
住 所	八戸市長苗代二丁目24-10	八戸市売市三丁目1-18
電 話 番 号	0178-28-0689	0178-45-2308
役職・肩書等	社会福祉法人根っ子の会 監事	元根城地区主任児童委員

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・震災用備蓄：食糧（米、乾麺、缶詰、菓子類） 飲料水（130人×3日分） 拡声器・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次：長坂公園・総合福祉会館 第2次：根城中学校

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合は連絡をお願いします。

別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼保連携型認定こども園 長坂保育園 園長 川口 司

私は、書面に基づいて同園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 (印) 児童との続柄

児童のかかりつけ医療機関

医 療 機 関 名	
診 療 科	
主 治 医	
所 在 地	
電 話 番 号	

緊急連絡先①

氏 名		児童との続柄	
住 所			
電 話 番 号			

緊急連絡先②

氏 名		児童との続柄	
住 所			
電 話 番 号			

別表

1 実費に係る利用者負担額

区分	項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額
1 号 認定児	主食費	無料	月額 4,000 円
	副食費	給食材料費（7 月・8 月・12 月・1 月は日割り計算）	
2 号 認定児	主食費	無料	月額 4,500 円
	副食費	給食材料費として	

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

2 一時預かりに係る費用

在園児（1 号認定子ども）

月～金 14 時～17 時	400 円	月～土曜日（長期休暇含む）17 時～	1 時間 100 円増
土曜日 9 時～14 時	400 円	長期休業 9 時～14 時	400 円
土曜日 14 時～17 時	400 円	長期休業 14 時～17 時	400 円
給食費	1 食 200 円（土曜日・長期休業）		

在園児以外

8 時～18 時	3 歳未満 1 時間 300 円	3 歳以上 1 時間 200 円
給食費	200 円	

※1 時間未満の利用は 30 分単位とし、利用料は半額とする。

3 延長保育に係る費用

保育短時間認定児で 8 時間（午後 5 時）を超えた場合	1 時間	100 円
保育標準時間認定児で 11 時間（午後 6 時）を超えた場合	1 時間	100 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を発行します。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。

○他の施設等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○園で撮影した写真等の使用。（ホームページ、かわら版等への掲載）

幼保連携型認定こども園 長坂保育園

園長 川口 司 様

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

㊞

児童との続柄

特定負担額（上乗せ徴収）についての同意書

特定教育・保育の提供にあたって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる、以下に掲げる費用を徴収することに同意します。

項 目	内容（負担を求める理由・目的）	金 額	
		月額	円
		月額	円
		年額	円

幼保連携型認定こども園 長坂保育園 園長 川口 司 様

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

㊞ 児童との続柄

※特定負担額（上乗せ徴収）の理由としては主に次の２種類が考えられます。

①設備・環境の整備・維持 ②職員配置・処遇の充実・改善

※上記①②の理由として、園独自の特色ある教育の充実にかかる費用だとする具体的な説明をすべきであり、実費徴収と重複しないよう注意が必要です。

※八戸市における１号認定子どもの２７年度保育料（案）は、入園料を含めて積算されているため、「入園料」という名目での徴収はできません。

※文書（項目・理由・金額）による同意が必要です。

同意を得る方法 ①上乗せ徴収のみ記載した用紙に同意欄を設ける

②重要事項説明書に同意欄を設ける

③契約書に上乗せ徴収について記載し、契約により同意を得る